

**奈良県告示第二百四十八号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称 区 域	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域 区 域	縦覧場所
	区域の名称 区 域	土砂災害警戒区域 区 域等における土砂災害警戒 止対策の推進に関する法律 施行令（平成十三年政令第八十四号）第 四条に規定する衝撃に関する事項		
曾爾村伊賀 見（〇〇四 ）急傾斜地	域 崩壊警戒区 見（〇〇二 ）急傾斜地	曾爾村伊賀 見（〇〇二 ）急傾斜地	次の平面図 のとおり	
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		
曾爾村伊賀 見（〇〇四 ）急傾斜地	戒区域 崩壊特別警 戒区 見（〇〇二 ）急傾斜地	曾爾村伊賀 見（〇〇二 ）急傾斜地	次の平面図 のとおり	
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		
とおり 次の平面図の		とおり 次の平面図の		
及び曾爾村 土木事務所	奈良県宇陀 役場総務課	土木事務所 及び曾爾村	奈良県宇陀	

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。